

農地や農業水利施設の整備を支援します ～ 農業農村整備事業 ～

事業概要

農業農村整備事業は、

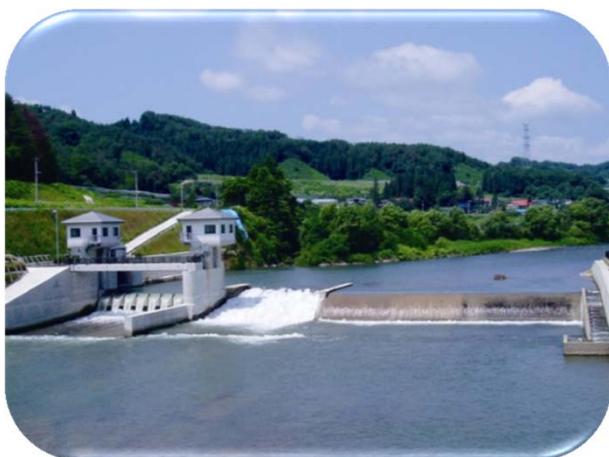
- **競争力強化**のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設等の整備
- **国土強靱化**のための農業水利施設の長寿命化・耐震化、洪水被害防止等の対策を推進する事業です。



農地の大区画化・汎用化



畑地かんがい施設の整備



農業水利施設の補修・更新



排水施設の整備

事業申請

- 内容・規模によって適用する事業が異なりますので、まずはお住まいの地域の土地改良区、市町村又は都道府県にご相談ください。

農業競争力強化基盤整備事業

【事業内容】農地の大区画化・汎用化、水利施設の整備

【実施主体】都道府県等

【実施要件】農地整備：受益面積20ha以上、担い手への農地集積率50%以上 等
水利施設：受益面積200ha以上 等

【補助率】50%等



農地の大区画化

【平成25年度補正予算から、以下のとおり制度を充実させました】

- ・農地整備事業について、人・農地プランに位置づけられた中心経営体への農地集積率に応じて交付する促進費の限度額の引き上げ（事業費の最大7.5%→12.5%）
- ・中山間地域の実施要件の引き下げ（受益面積20ha以上→受益面積10ha以上）

農業基盤整備促進事業

【事業内容】畦畔除去による農地の区画拡大、暗渠排水の整備等の農地・農業水利施設等のきめ細かな整備

【実施主体】市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

【実施要件】総事業費200万円以上 等

【補助率】定額、50%等



畦畔除去による区画拡大

【平成25年度補正予算から、以下のとおり制度を充実させました】

- ・簡易整備の定額助成の対象工種に、これまでの水田の区画拡大、暗渠排水に加え、畑地の区画拡大や湧水処理等を追加
- ・担い手に農地を面的に集積する場合は、定額助成単価を2割加算（畦畔除去：10万円/10a→12万円/10a）

農業水利施設保全合理化事業

【事業内容】水利用・水管理を効率化・省力化するためのパイプライン化等の保全・合理化整備

【実施主体】都道府県等

【実施要件】農地集積計画が策定されていること
受益面積20ha以上 等

【補助率】50%等



パイプライン化



ゲート自動化

農村地域防災減災事業

【事業内容】地震、豪雨、地すべり等に対する防災・減災のための施設整備等

【実施主体】都道府県等

【実施要件】用排水施設整備：受益面積20ha以上 等
ため池整備：受益面積2ha以上 等

【補助率】50%等



ため池の老朽化対策

※これらの他、農山漁村地域整備交付金を活用して、都道府県の裁量によりこれらと同様の事業を実施することも可能です。

【農家負担金の軽減（農家負担金軽減対策支援事業）】

土地改良負担金の償還利子額を助成する事業について、実施期間を5年間延長し平成32年度迄としました。また、助成対象として、これまでの農地集積率の向上を図る地区に加え、耕地利用率の向上を図る地区を追加しました。

詳細については、農林水産省農村振興局設計課（☎03-3502-8695）までご連絡ください。